

## 幼児教育のため認定こども園を利用する場合の手続きについて

宜野湾市役所 保育こども園課

### 1 午前保育料（幼児教育）の無償化について

令和元年10月1日から利用者負担額（保育料）の改定により、認定こども園・新制度移行幼稚園等を利用する満3歳から5歳までの全ての子どもたちの午前保育料が無償化されました。

#### （注意事項）

- ・通園送迎費、食材料費、行事費などはこれまで通り保護者の負担になります。
- ・ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

### 2 無償化の対象となるためには、必要書類を提出し利用認定を受ける必要があります。

#### ①午前の幼児教育利用分（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号認定）

- ・「教育・保育給付等支給認定申請書」
- ・申請者のマイナンバーカード（又は通知カード）のコピー
- ・申請者の免許証等のコピー
- ・個人情報等に関する同意書

1号

### 3 入園までの利用手続きの流れ

※1号認定の基本的な流れです。

國の方針に変更があった場合は適宜お知らせします。

(例)新年度入園  
スケジュール(予定)

1 認定こども園の施設に直接申し込みを行います。

10月頃

2 施設から入園の内定を受けます。

10月～11月頃

※内定のお知らせは園によって異なります

3 施設を通じて市町村へ必要書類を提出し認定申請します。

11月～12月

4 施設を通じて市町村から認定証が交付されます。

翌年4月

5 施設へ入園

（住所異動や世帯に変更がある場合は隨時施設を通じて市へ申請）

翌年4月  
※入園の日は園によって異なります